

## ■災害特例措置の実施内容

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

(平成29年4月3日現在)

災害名	実施内容	取扱期間	備考
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ ②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内	平成29年12月21日まで (ご融資実行分)	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
東日本大震災	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ ②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内 ③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円)以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)	平成30年3月31日まで (ご融資実行分)	岩手県、宮城県または福島県に居住されている方がご利用いただけます。
平成28年鳥取県中部地震に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ ②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内	平成29年10月23日まで (ご融資実行分)	当災害は、鳥取県で災害救助法が適用された災害を指します。
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ ②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内 ③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円)以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)	平成29年9月30日まで (ご融資実行分)  平成30年3月22日まで (ご融資実行分)	当災害は、北海道及び岩手県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町に居住している方がご利用いただけます。
平成28年熊本地震による災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ ②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内 ③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ(母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円)以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)	平成29年9月30日まで (ご融資実行分)  平成30年3月31日まで (ご融資実行分)	当災害は、熊本県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、熊本県に居住している方がご利用いただけます。

(注) り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

災害名	実施内容	取扱期間	備考
平成27年台風第18号等による大雨に係る災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成29年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、茨城県、栃木県及び宮城県で災害救助法が適用された災害を指します。貸付利率の引き下げは、茨城県常総市に居住している方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（346万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）	平成29年4月29日まで （ご融資実行分）	

（注）り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。